

豊橋市建築指導課との懇談会記録

作成者 土地利用部会副会長 山本真基

1、日時 令和5年12月12日(火) 午後2時00分～午後3時00分

2、場所 豊橋市役所東館9階 東館9階 都市計画部会議室

3、出席者

建築指導課

建築指導課長	中野 正裕
主 査	鈴木 卓也
主 幹	富安 弥

愛知県行政書士会東三支部

支部長	水野 悠
土地利用部会部会長	青山 貴洋
土地利用部会副会長	山本 真基

4、懇談会次第

司 会 土地利用部会部会長 青山 貴洋

① 自己紹介

② 懇 談

■開発審査グループに対する質問要望事項について

1 開発審査会基準第16号において、最低敷地面積200㎡以上というところを、県の基準と同様に160㎡以上とできないか。

回答 開発審査会基準の中で、この部分だけを変えるというのは難しいので、大きな変更がある際に必要に応じて検討する。

2 開発審査会基準第16号の告知手続きについて、市長印の押印がある証明書のようなものの発行ができないか。

回答 告知手続き自体が法に基づいたものではないので市長印を押すことが難しい。

3 開発行為に該当する場合の消防水利について、敷地面積で線引きをし、消防水利不問等、内部規定ではなく基準として改正していただけないか。

回答 消防法による勧告が基準となっているが、1,000㎡未満の小規模な開発など防災上支障がないような場合に設置不要とするなどの運用で対応してきます。

4 市街化区域の1,000㎡以上の切土、盛土がない場合に、開発行為に該当しないということが明示されるように、他市に倣って開発事前協議等の実施予定はないでしょうか。

回答 確認審査機関から開発行為該当か否かの問い合わせがきたら回答をしている。事前に土地利用計画図を建築指導課に提出のうえ、調整をしていただければ、課内で処理をし、問い合わせがあった際には回答できるようにはしている。

5 分家住宅等で建築許可申請をした際、申請地以外の本家等に都市計画法違反があると分家住宅の申請は許可がおりないのでしょうか。

回答 申請における関係者のその他所有地があれば、違反がないかどうかのチェックをし、法に抵触しているところがあれば指導していく方針である。ただし、当該許可申請とは切り離して考えている。

6 申請地付近に排水先がない場合は浸透柵で排水処理することはできないか。

回答 許可の案件については、道路側溝や水路等の排水先に放流することとしている。

7 盛土規制法について現在の状況を教えてください。

回答 豊橋市全域を盛土規制法の対象区域に設定する予定である。令和6年度に法整備をし、令和6年度の終盤もしくは令和7年度からの実施になる見込み。それまでに工事が着工し、工事中であるものについては届出をする必要がある。それ以降の着工の案件については許可申請が必要。それまでに無許可で行われた既存の盛土についてはパトロールを実施し、指導すべき盛土については指導をする方針である。

③ 閉会